

ID: 1020

担当部署: 議会事務局 庶務係

<b>処分の概要</b>	保有個人情報の利用停止請求に対する利用停止・利用不停止の決定		
<b>例規名 根拠条項</b>	名寄市議会の個人情報の保護に関する条例 第43条		
<b>例規番号</b>	令和5年条例第11号		
<b>【根拠条文】</b>			
(利用停止請求に対する措置)			
第43条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。			
2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。			
<b>【基準】</b>			
条例第42条の規定による。			
(保有個人情報の利用停止義務)			
第42条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。			
<b>標準処理期間</b>	利用停止請求があった日から14日以内 (名寄市議会の個人情報の保護に関する条例第44条)		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和5年7月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日